



# 栃木県公報

平成29年  
10月31日(火)  
号外  
第49号

## 目次

### 告示

○知事指定薬物の指定..... 1

## 告示

### 栃木県告示第495号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年10月31日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-[2, 5-ジメトキシ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]エタンアミン（通称名2C-TFM）及びその塩類
- (2) メチル=2-(4-フルオロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)アセテート（通称名4-Fluoromethylphenidate、4F-MPH、4-FMPH）及びその塩類

#### 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

#### 3 指定の効力発生の日

平成29年11月1日

(薬務課)